

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：おおい町総合防災マップ〈洪水・土砂災害ハザードマップ〉)

当町のハザードマップによると、当会が立地する成海の80%を超える範囲で0.5m未満の浸水が予想されているほか、おおい町役場、JR若狭本郷駅が立地している本郷地区や佐分利川沿いの地区の多くで0.5m以上の浸水が予想されている。また、南川沿いの多くの地区においても0.5m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：おおい町総合防災マップ〈洪水・土砂災害ハザードマップ〉)

当町のハザードマップによると、90%以上の集落で急傾斜地の崩壊や土石流等の土砂災害の可能性のある特別警戒区域となっており、企業の従業員は地元採用が多く、経営陣や従業員の住宅が存在する。

(地震：おおい町総合防災マップ〈地震ゆれやすさマップ、地震危険度マップ〉)

当町のゆれやすさマップによると佐分利川下流域と大島半島の漁港周辺が「上林川断層による地震」「町内直下型地震」「東南海・南海地震」を想定した場合、震度6強の揺れが予想されている。また、危険度マップでは本郷地区の多くの建物で全壊率が10%以上となっている。

(津波：おおい町総合防災マップ〈津波ハザードマップ〉)

当町のハザードマップによると本郷と大島地区に海岸があり、津波災害の可能性のあるものの、浸水深は3m未満となっている。

(高潮：おおい町総合防災マップ〈高潮ハザードマップ〉)

当町のハザードマップでは高潮水位1.1mを想定した場合、大島地区や本郷地区で浸水が予想される。

(その他)

当町の佐分利川流域では、これまでも多くの水害に見舞われており、特に平成29年の台風21号では大雨、強風、土砂災害等が広範囲で被害発生。電柱倒壊によるNTTドコモのサービス停止や小屋の倒壊、屋根瓦の破損、床下浸水7件が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のような感染症は国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

## (2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 418人
- ・小規模事業者数 360人

### 【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）	
商工業者	製造業	30	28	町内に広く分散している
	建設業	119	99	本郷地区や南川沿いに多い
	卸・小売業	61	50	本郷地区に多い
	サービス業	182	164	本郷や大島地区に多い
	その他	26	19	町内に広く分散している

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

- ・地域防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄
- ・おおい町新型インフルエンザ等対策行動計画の策定

### 2) 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業継続力強化計画策定セミナーの開催
- ・防災備品を備蓄
- ・防災グッズの配布
- ・商工会災害システムの推進
- ・新型コロナウイルス感染症予防に向け日々、換気、手洗い・うがい等の感染防止対策を実施

## II 課題

現状、自然災害等の緊急時対応に関しては抽象的な記述にとどまっており、協力体制の具体的な仕組みやマニュアルが整備されていない状況である。また、平時および緊急時の対応を効果的に推進するためのノウハウを持った人材も十分ではない。加えて、保険や共済に関する助言を提供できる当会の経営指導員などの職員が不足していることも課題として浮き彫りになっている。

さらに、感染症対策としては、地区内の小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者の出勤を防ぐルール作り、感染拡大時に備えたマスクや消毒液などの衛生用品の備蓄、そしてリスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが求められている。

## III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。また、以下のとおり事業者BCPの策定を支援する。

- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町、福井県との間における被害情報報告ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

<目標> 支援により策定された事業者 BCP の件数

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小規模事業者	10件	10件	10件	10件	10件
うち事業継続力強化計画（連携計画含む）	2件	2件	2件	2件	2件
うち事業継続計画	8件	8件	8件	8件	8件
[参考] 中小企業（小規模除く）	1件	1件	1件	1件	1件

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容および実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・ 当町と綿密な協議を重ね、役割分担を明確化し、職員一同情報を共有することで、自然災害発災時や感染症発生時に 混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する 災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスクおよびその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国や福井県、おおい町の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導および助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 台風など事前に大規模な被害の発生が想定される場合、当会は、ホームページのほか、SNSやメールリスト、一斉FAXなどを活用して、地区内事業者に対し、防災・減災に向けた注意喚起を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

## 2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、平成25年事業継続計画（危機管理マニュアル）（令和6年改正）を作成（別添）。

## 3) 関係団体等との連携との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険、あいおいニッセイ同和損害保険に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップフォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・（仮称）おおい町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（マグニチュード5の地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

## < 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

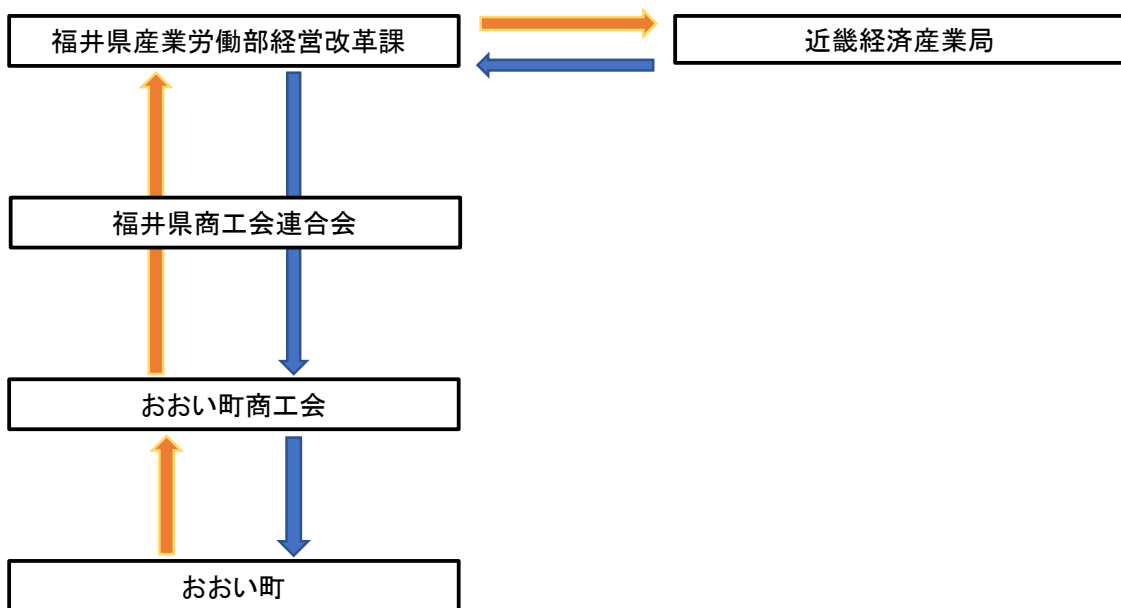
- ・発災後6時間以内に職員の安否報告を行う。  
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、おおい町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・地区内事業者には被害がある場合は、大まかな被害情報（被災事業所名、住所（町・字名レベル）、被害状況（全壊・半壊・一部損壊、床上浸水・床下浸水など）を確認し、災害発生から概ね24時間以内を目安に情報共有する。
- ・地区内事業者に激甚災害指定の可能性のある大規模な被害がある場合は、地区内事業者の被害額（事業の再建に必要なおおよその推計額）について、概ね1週間以内に情報を共有する。



(連絡体制図)



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、おおい町と相談する（当会は、国または福井県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や福井県、おおい町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・福井県等の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。

#### < 6. 被害規模が大きい場合の県内他地域との協力 >

- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県内他地域からの応援派遣等を福井県等に相談する。
- ・また、県内他地域が被災し、福井県等から県内他地域への応援派遣等の要請があった場合は、これに可能なかぎり協力する。

#### ※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井福井県へ報告する。

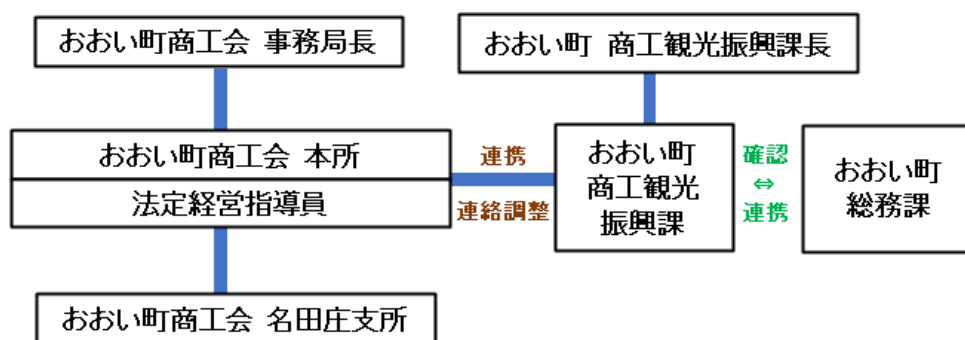
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和7年1月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供および助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 上馬嘉郎 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供および助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供および助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町連絡先

①商工会／商工会議所

おおい町商工会

〒919-2107 福井県大飯郡おおい町成海1-8-5

TEL: 0770-77-0135 / FAX: 0770-77-9569

E-mail: ooiskk@kore.mitene.or.jp

②関係市町

おおい町役場 商工観光振興課

〒919-2111 福井県大飯郡おおい町本郷第136-1-1

TEL: 0770-77-4056 / FAX: 0770-77-1289

E-mail: shoukan@town.ohi.lg.jp

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに福井県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額およびその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・専門家派遣費	100	100	100	100	100
・協議会運営費	10	10	10	10	10
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作製費	50	50	50	50	50
・通信費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、おおい町補助金、福井県補助金、伴走型小規模事業者支援推進事業、専門家派遣事業、福井県商工会連合会エキスパートバンク・ハガキ相談、おおい町経営革新支援事業 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。



(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会または商工会議所および関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名または名称および住所 ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等